

法令適用事前確認手続 照会書

平成25年8月7日

法務省
大臣官房司法法制部
審査監督課長 殿

[Redacted content]

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

- 1 法令名及び条項
債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条
- 2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為
ある株式会社Aが、債務者Bに対して有するリース契約に基づく金銭債権（以下「本件債権」という。）について、A社とBの間で裁判上の和解が成立し、以後、平成34年末までの各月末日ごとに分割払で支払うこととなった。

かかる本件債権について、当社が A 社から譲渡を受けて、債権の管理及び回収業務の全部について当社代理人弁護士に委任し、債権譲渡通知の譲受人連絡先にも弁護士を表示させた上、以後本件債権の毎月の支払を收受することを予定している。

なお、当該行為の詳細は別紙 1 記載のとおりである。

3 上記 1 の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

当社が取得を予定している本件債権は、形式的には債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）2 条 1 項 4 号に当たるようにも思える。

しかし、そもそも本件債権は、A 社及び B の間で、裁判上の和解によって長期分割返済をしていくことが決まっている債権であり、和解の段階で終局的に紛争は解決している。裁判上の和解成立という事実は、B が任意に支払う意向であることの証左であるといえ（なお、実際に、B は現在まで各月の支払につき遅滞等していない。）、さらなる訴訟や調停等が必要になる、通常の状態では満足できない債権とはいえず、事件性（紛争性）のある債権とは到底いえない。

したがって、当社が本件債権の譲渡を受けることについて、そもそも弁護士法 73 条違反の問題は生じず、そのため弁護士法 73 条の特則としてのサービサー法の規制対象とはならない。

よって、当社が譲渡を受け又は管理を行うに際し、サービサー法 3 条の適用を受けることはないと思料する。

なお、別紙 2 に詳細をまとめているので、参照されたい。

4 口頭による回答の可否

否

5 紹介者名の公表を 希望しません。

以上

(別紙 1)

1 当社の概要

商 号 : ██
本 店 : ██
設 立 : ██
資 本 金 : ██
事業内容 : ██

2 当社が行おうとする行為に係る個別具体的な事実

- (1) 当社は SPC として設立され、現在、事業会社である株式会社 A の B に対するリース契約に基づく債権（以下「本件債権」という。）の譲受を検討している。
- (2) 本件債権は、元々、A 社と B の間のリース契約によって生じたものであったが、平成 25 年 2 月、裁判上の和解に基づき、総額及び支払方法が確定したものである。次のとおり、B が A 社に、平成 25 年 3 月末日から平成 34 年 12 月まで長期分割で支払うものと定められている（なお、具体額については省略する。また、B は、現在まで各月の支払につき延滞等していない。）。
 - ① 平成 25 年 3 月末日限り ● 万円
 - ② 平成 25 年 4 月から平成 26 年 1 月まで毎月末日限り ● 万円ずつ
 - ③ 平成 26 年 2 月から平成 31 年 1 月まで毎月末日限り ● 万円ずつ
 - ④ 平成 31 年 2 月から平成 34 年 8 月まで毎月末日限り ● 万円ずつ
 - ⑤ 平成 34 年 9 月から同年 12 月まで毎月末日限り ● 万円ずつ
- (3) 当社は、本件債権の購入に当たり、匿名組合出資スキームによる資金調達を行う予定である。
- (4) 当社は、A 社から、本件債権について譲渡を受け、以後本件債権の管理・回収を行っていくことを検討している。

なお、債権の管理・回収に当たっては、譲受当初より当社代理人弁護士に委任し、債権譲渡通知の譲受人連絡先にも弁護士を表記してもらう予定である。弁護士に委任する管理・回収業務の具体的な内容としては、B から和解条項どおりの支払が、平成 34 年末まで継続することになるので、それを収受することであり、当社が直接管理・回収業務を行うことはない。
- (5) 当社としては、上記において想定している当社の行為が、法令の適用対象となるかどうかを事前に確認するものである。

以上

(別紙2)

債権管理回収業に関する特別措置法の適用に対する照会者の見解及びその根拠

第1 債権管理回収業等について

債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）第2条2項によれば、「債権管理回収業」とは、弁護士又は弁護士法人以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう」と定義されている。

同条項は、弁護士法72条及び73条を受けてその特例として規定されたものである。同法72条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で…法律事件について…法律事務を取り扱うことを業とすることはできない旨規定し、また、同法73条は、「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない」と規定している。

サービサー法2条2項及び弁護士法72条が規定する「法律事件」は同様のものと解されており、法律上の権利義務に関し争いや疑義があり、又は新たな権利義務関係が発生する案件をいうものと解され、「法律事務」とは、法律上の効果を発生、変更する事項の処理をいうものとされる。

また、弁護士法73条は、同法72条の潜脱を防ぐ趣旨の規定であり、債権が通常の状態ではその満足ができないような債権につき、これを他人から譲り受けて、その権利の実行をすることを禁止するものであり、72条の「法律事件」該当性、すなわち、事件性（紛争性）を前提とする規定である。

第2 本件における検討

1 上記のサービサー法及び弁護士法からすると、本件債権が弁護士法72条やサービサー法2条2項の「法律事件」に関するものに該当しなければ、弁護士法73条違反の問題は生じず、その特別法であるところのサービサー法の規制も受けないことになる。

そこで、本件債権が「法律事件」に関するものといえるかを検討する。

この点、本件債権は、既にA社とBの間で裁判上の和解によって額や支払方法、支払時期が固定化されているものである。裁判上の和解が成立したということは、Bに任意に支払う意向があるということの意味なので、本件債権の実現に当たっても、Bの任意の支払いが期待でき、

他に何らの手続を要するものではない。なお、B は実際に、平成23年3月以降、現在まで、各月の支払につき、延滞等していない。

したがって、本件債権は、事件性を有さず、弁護士法及びサービサー法の規制する「法律事件」に関するものには当たらない。

よって、当社が本件債権を譲り受けて弁済を受けるとしても、サービサー3条の適用はない。

- 2(1) また、弁護士法73条の趣旨は、主として弁護士でない者が権利の譲渡を受けることによって、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするなどの弊害が生じることを防止する点にあると解される。

かかる趣旨に照らすと、他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、上記の弊害が生じるおそれがなく、社会的経済的に正当な業務の範囲内にあると認められる場合には、同法73条に違反するものではないと解するのが相当である（最判平成14年1月22日判事1775号46頁）とされている。

- (2) この点から検討しても、本件債権は、そもそも裁判上の和解によって終局的に解決済みとなっている案件に関する債権なのであり、債権譲渡によって訴訟を誘発したり紛議を助長したりすることはない。

また、当社は、本件債権を譲り受けると同時に、当初からその管理業務について、代理人弁護士に委託し、債権譲渡通知の譲受人連絡先にも弁護士を表記させることにしているため、この点からも、弁護士法を潜脱して紛争を誘発・助長するものではないことは明らかである。

さらに、A社にとっては、今後、解決済みとはいえ紛争の相手方となっていたBとの直接の折衝をなるべく避けつつ、資産の流動化を図るべく本件債権を第三者に譲渡しようと思うことは不相当とはいえ、かかる需要に応じるなどの目的で当社が本件債権の譲渡を受けることは社会的に正当な業務といえる。

したがって、上記の諸点から、当社が本件債権を譲り受けることが、社会的に正当な業務の範囲内にあることは明らかである。

- (3) よって、上記判決に照らして実質的に判断をしても、本件債権の譲受が弁護士法73条違反の問題を生じず、そのためサービサー法の適用を受けないものであることは明らかであると思料する。

第3 まとめ

以上のとおり、当社の予定している行為は、サービサー法2条2項の債権管理回収業に当たらず、同法3条の適用を受けることはないと思料する。

以上